

はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日
北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

- (2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
 - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
 - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

- (1) 過去の校則の役割
- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
 - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これからの校則に求められるもの
- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。
生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。
- (2) 公開性を保つ
教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。
- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。
社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。
- (4) 通知を踏まえる。
- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
 - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
 - 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
 - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。
- (5) 組織として対応する。
校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- ・校則と生活点検方法についての実態調査
- ・現行の校則の収集



【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・7月 各区の意見集約
検討委員会で「校則見直しの視点」検討
「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換
「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等
校長会検討委が各学校の取組の集約
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・改正された校則の運用開始

○南曾根中学校の校則(令和4年12月現在)

登校

- 7時40分以降に登校。8時25分に教室着席できるように家をでる。本校東門から登校する。
- 8時30分以降に遅れて登校したら職員室に寄り、登校したことを必ず伝え、教室に入る。
- 欠席する際は、8時25分までに、保護者から学校に連絡をしてもらう。
- 貴重品があれば職員室へ預ける。

朝自習

- 朝自習(8時30分～8時45分)
- 席を離れたり、私語をすることがないように静かに取り組む。担任の先生が来るまで静かに待機する。

チャイム着席

- 予鈴着席をし、授業の準備をして静かに教科担任の先生を待つ。
- 保健室に行く際は、担任の先生や教科担任の先生に伝えてから行く。

授業中

- 号令前に服装を確認する。授業終わりに次の教科連絡をする。
- 各教科の授業規律に沿って学習する。

10分休み

- 日直や係の生徒は、黒板を消す。
- 次の授業に必要なものを机に準備してから休み時間に入る。
- 危険なのでベランダに出ない。
- 他のクラスに入らない。

○移動教室時は、電気を消す。トイレの使用後も電気を消す。

昼食

○給食当番は2列に並んで配膳室へ移動する。以下の手順で行う。

- ① 手洗い、消毒後教室前に並び、人数とエプロン、三角巾、マスクの着用をチェックする。
- ② 配膳室前でチェックを再度受ける。
- ③ 給食当番が来る前にトイレ、手洗いを済ませる。当番以外は、着席して待つ。
- ④ 13時まで配膳完了を目指す。
- ⑤ 全員で「いただきます」「ごちそうさま」をする。

○13時20分より、片づけに入り、13時30分までに食器や残飯類を配膳室に持っていく。

※食べ終わり、片付けが終わっても席から立たない。

昼休み

○校舎内で暴れたり、走り回ったりしない。

○各教科の先生に明日の授業に必要なものや授業の場所を聞く。

○13時40分の予鈴が鳴ったら教室に入り、授業の準備をして教科担任の先生を待つ。

○他のクラスに入らない。

清掃活動

○決められた区域をきちんと清掃し、清掃用具は正しく大切に使用する。

帰りの会

○一日の学校生活を振り返り、明日の教科連絡を確実に行う。

下校

○部活動がない生徒などは速やかに帰る。

○下校時は、寄り道せず、真っ直ぐ家に帰る。(土日の部活動も同様)

○道に広がることのないように通り、交通ルールを守る。

居残り

○学習などの目的で居残りする場合は、17時までとする。その際に、必ず担任の先生の許可をもらい、先生の監督のもと居残りをする。

その他

○部活動中以外は部室の使用禁止。

○他学年の教室やフロアに行かない。(棟の移動は学年の渡り廊下を使用。)

○学習に必要なもの以外は持ってこない。

保健室の利用

○担任の先生もしくは教科担任の先生に必ず伝え、保健室を利用する。

自転車通学

下記の自転車通学規則を守ることを約束し、自転車通学許可区域(宇土、スワロータウン、南ハイツ、朽網東一丁目25番以降)の生徒に、自転車通学を許可。駐輪場は指定された場所に駐輪する。

①交通法規は、必ず守る。

- ・自転車の二人乗りは絶対にしない。
- ・自転車通学で安全のための必要事項を必ず守る。

②不備な自転車には乗らない。

- ・ブレーキ、ライト、ハンドル等の不備、自分の体に合わない自転車等

- ③ヘルメットは登下校の際に必ず着用する。
- ④自転車には盗難防止のために必ず施錠する。(二重が望ましい)
 - ・自転車を学校において帰らないといけないときは、必ず先生に言う。
- ⑤雨の日の自転車通学はカッパを着用する。
- ⑥年に1度程自転車の点検を購入店などで行う。
- ⑦自転車通学許可のステッカーを所定の位置に必ず貼る。

本校では、健康のため、交通事故防止のために徒歩通学を原則としています。

しかし、遠距離の生徒の通学に便宜を図るため、自転車通学内規を守る事を条件に、指定された地域の生徒に自転車通学を許可しています。本校では、毎月上旬に安全登校指導を全職員で実施していますが、家庭での安全指導もあわせてよろしく願いいたします。尚、令和2年度より保険への加入が義務化されています。

○服装・持ち物のきまり

学校は、学習し、集団生活を営む公共の場です。したがって、中学生として学校生活にふさわしい服装を次の通り規定する。

・標準服の下に着るものは、中学生らしく質素で清潔なものを着用する。

【標準服】 夏 白のシャツ 白のブラウス 黒の長ズボン 紺のつりスカート

冬 黒の詰めえり学生服 紺のセーラー服 黒の長ズボン 紺のジャンパースカート

【北九州スタンダードタイプ】

夏 半袖ポロシャツ 夏用ズボン

冬 長袖ポロシャツ ブレザー 冬用ズボン 冬用スカート

- ズボンはストレート。変形は禁止。
- スカートの長さは、ひざの真ん中にかかること。
- 夏の Cutter、ブラウスの下は白いシャツを着る。
 - (小さなワンポイントは可。バックプリント、ハイネックは不可)
- Cutterシャツを出したり、ズボンをわざと下げてはいたりしない。
- 夏服では北九州スタンダードタイプと南曾根標準服のミックスは認める。
- 冬服では北九州スタンダードタイプと南曾根標準服のミックスは認めない。
- 夏の北九州スタンダードタイプのポロシャツを着用する場合はポロシャツを外に出してもよい。(夏に限る)
- ポロシャツは市販のもの着を認めるが、推奨品の丈の長さ準じて、それより長い場合はズボン、スカートの中に入れる。
- つりスカートにポロシャツを着用する場合は
 - ① つりスカートの上からポロシャツ着用(シャツ出し可)
 - ② つりスカートの中にポロシャツ着用(シャツ出し不可)
- 北九州スタンダードのブレザーの下はポロシャツでもCutterシャツでもよい。
 - そでのホックをきちんととめる。
 - 名札は、左胸に安全ピンもしくはクリップできちんととめる。
 - 防寒着(華美にならない)に関しては時期を見て連絡する。防寒着については以下の通りとする。
- 防寒着

①上から羽織る物

・ウインドブレーカー ・コート ・カーディガン

②その他

・手袋 ・マフラー ・ネックウォーマー ・ストッキング

- ・色は黒・紺・茶・グレー等です。
- ・派手な柄、チェック、派手な刺しゅうなどが入っていないものとする。
- ・フードの中の色についても同様とする。
- ・ストッキングの色はベージュ・黒色のみとなります。靴下は別に必ず履いてください。
- ・マフラー・ネックウォーマーは許可していますが、着用については安全に十分注意すること。
- ・帽子や耳当ては禁止。
- ・校舎内では防寒着を着用することはできない。昇降口で脱ぐこと。

【靴 下】 靴下は無地で白・黒。(くるぶしのワンポイントは可。)

○ 男女とも短いソックスは不可。(くるぶしが見えない程度)

【上 靴】 学校で指定のもの。

令和4年度 1年 緑色 2年 青色 3年 黄色

【下 靴】 運動に適したひも靴。(マジックテープは可。ハイカット・ミドルカットは不可。)

色の指定はなし。

【カバン】 学校で指定のもの。(南曾根中バッグ)

【ベルト】 黒、紺、茶の革、綿のベルト。(編み込みは不可。穴がいっぱいあるものも不可。)

【頭 髪】

- 特殊な髪型(脱色・染色・極端な刈り込みなど)はしない。
- 常に清潔にして、不潔感を与えないようにする。前髪は、自然のまま目にかからないようにする。
- 整髪料はいっさい使用しない。
- ヘアピン、ゴム等の色は黒、紺、茶とする。
- 肩より長い場合は耳より下で束ねるか2つに編むなど、活動しやすい髪型にする。
- 眉毛の脱毛、ピアス、マニキュア等の装飾、化粧をしない。

【所持品】

- 学用品、水筒(お茶)等、必要なもの以外は持ってこない。
- ケータイ・スマホ、ゲーム類、刃物(はさみ・カッター)等は絶対に学校に持ち込まない。
- 必要以上のお金を持ってこない。持ってきた場合は朝、担任の先生に預ける。
- 制汗剤はスプレータイプのものや臭いのするものは禁止。オーデコロン等の香水の持ち込み及び使用禁止。
- リップクリームは、無色無臭透明のものとする。
- ネックレス、ピアス、ブレスレット、アイプチ等の装飾品や化粧は禁止。

※その他

- ・原則として授業時間帯での外出は許可しない。ただし、やむをえない場合は、学級担任が外出を許可して行う。